

令和8年度第1回
かごしま外国人材受入活躍推進会議



資料3（配布用）

録画、録音、撮影、
転載、引用、外部利
用、全ての二次利用
を固くお断りします

外国人材の定着から活躍へ ー日本語教育/受入れ体制/キャリア形成の重要性ー

Presented by 内定ブリッジ株式会社
08/2026

Presentation Contents

1 わたしたちがしていること

2 在留資格と日本語要件

3 外国人材の日本語教育（鹿児島県事業のふりかえり）

4 人材定着に向けた受入体制・キャリア形成支援

5 質疑応答

- ・年間講演実績：およそ100回（国内・海外）
- ・年間講演受講者数：4,000名以上
- ・コンサルティング支援企業数：約17社/月
- ・日本政府及び16都府県、海外自治州の支援
- ・外国人社員向け日本語研修/キャリア支援
（過去研修実績：のべ400社25,000名67カ国）

～省庁、自治体、行政における現任業務～（2026年現在）

- ・内閣官房「第三国定住による難民の受入れ事業の在り方に係る検討会」委員
- ・経済産業省「業界別高度外国人材日本語支援プログラム作成モデル事業検討会」委員
- ・厚生労働省「外国人労働者雇用労務責任者講習検討委員会」委員（2023～）
- ・日本貿易振興機構（JETRO）高度外国人材スペシャリスト（2018～）
- ・東京都産業労働局「東京外国人材採用ナビセンター」企業相談員（ウクライナ支援含む,2022～）
- ・インドネシア西ジャワ州政府労働移民局コンサルタント（2024～）
- ・石川県商工労働部「業界団体向け日本語能力向上事業」アドバイザー（2025～）

メディア掲載

共同通信（2022/12/2）Is "standard" Japanese test best metric for hiring foreigners?

<https://english.kyodonews.net/news/2022/12/0eee61d9cc62-focus-is-standard-japanese-language-test-best-metric-for-hiring-foreigners.html>

朝日新聞（全国版）・朝刊2面（2023/7/3）

「日本語ペラペラ」求めるだけの企業は選ばれない 人材獲得の障壁に

<https://www.asahi.com/articles/ASR6S5JX2R6SPTIL00L.html>

朝日新聞デジタル（電子版・2024/3/7）「「次は家族と一緒に」外国人労働者の資格、広島県が後押しする理由」

<https://digital.asahi.com/articles/ASS3567DCRC6PITB00V.html?ptoken=01HRGGEVS7X9E3F1X5CYBWBAR8>

日本経済新聞社『日経グローバル』（506号・2025/4/21）「霞が関底流伏流（出入国在留管理庁）外国人の「育成就労」、詳細固まる」

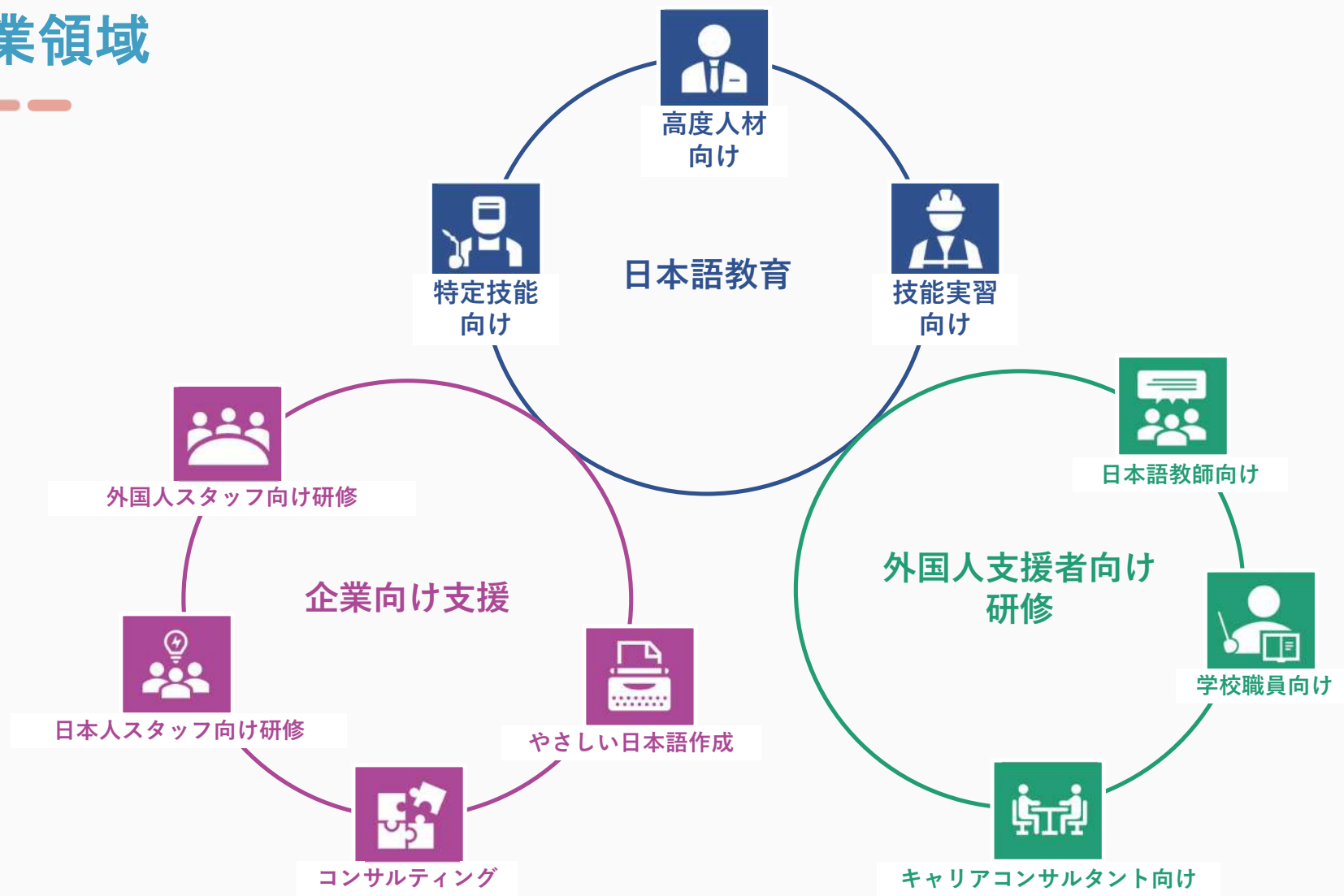
<https://www.nikkei.co.jp/rim/glweb/mokuji/506mokuji.pdf>

働く外国人の日本語教育、受け皿乏しく 育成就労に不安の声（日本経済新聞・2026/5/17・日曜版・6面）

https://www.nikkei.com/article/DGXZQOCD2065L0Q6A420C2000000/?n_cid=dsapp_share_ios



事業領域



外国人材雇用制度や労務管理、マネジメントについて

5

オンライン
講習

外国人労働者雇用労務責任者講習
－厚生労働省 外国人労働者雇用労務責任者講習モデル事業－

講習についてお申込み方法開催スケジュール講習リーフレットマイページログインお問い合わせ対面講習

外国人労働者雇用労務責任者
オンライン講習

外国人雇用労務管理のポイント

対面講習
をご希望の方はこちら

- ・全てオンライン開催です。
- ・1日に2回（午前と午後）開催しますので、ご都合の良い時間帯を選択してください。
午前：9:30～13:30、午後：13:30～17:30（受講時間約3時間30分）

令和8年8月	令和8年9月	令和8年10月
8月4日 (火)	9月1日 (火)	10月1日 (木)
8月6日 (木)	9月3日 (木)	10月6日 (火)
8月18日 (火)	9月8日 (火)	10月8日 (木)
8月20日 (木)	9月9日 (水)	10月14日 (水)
8月25日 (火)	9月10日 (木)	10月15日 (木)
8月27日 (木)	9月15日 (火)	10月20日 (火)
	9月17日 (木)	10月21日 (水)
	9月29日 (火)	10月22日 (木)
	9月30日 (水)	10月27日 (火)
		10月29日 (木)

<https://gaikokujin-roumu.mhlw.go.jp/>

Presentation Contents

1

わたしたちがしていること

2

在留資格と日本語要件

3

外国人社員向けの人事評価・キャリアプランの策定

4

定着・技術向上に向けた育成・教育

5

質疑応答

在留資格に紐づいた日本語要件に関する最近の動向

- ①在留資格「育成就労」の入国時の日本語要件がA1（N5）に
 - ・全ての特定技能1号がA2（N4）、特定技能2号がB1（N3）に
- ②在留資格「特定活動46号」の日本語要件
 - ・ JLPTのN1または1級、またはBJTの480点以上
- ③在留資格「経営・管理」の要件が厳しくなった
 - ・ 資本金だけでなく、B2（N2）以上の日本語要件が追加された
- ④在留資格「永住」に日本語要件が追加される可能性がある

⑤在留資格「技術・人文知識・国際業務」の日本語要件追加

【お知らせ】

令和8年4月15日（水）以降の申請から、カテゴリ3又は4に該当する場合は、以下の添付書類を追加で提出いただく必要があります。

- ・ 所属機関の代表者に関する申告書 [\(参考様式\)](#)
- ・ (主に言語能力を用いて対人業務等に従事する場合) 業務上使用する言語について、CEFR・B2相当の言語能力を有することを証する資料

注1：以下に該当する場合は、CEFR・B2相当の日本語能力を有するものとみなします。

- ・ JLPT・N2以上を取得していること
- ・ BJTビジネス日本語能力テストにおいて400点以上を取得していること
- ・ 中長期在留者として20年以上本邦に在留していること
- ・ 本邦の大学を卒業し、又は本邦の高等専門学校若しくは専修学校の専門課程若しくは専攻科を修了していること
- ・ 我が国の義務教育を修了し高等学校を卒業していること

注2：在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請及び在留資格取得許可申請において、申請職種が「翻訳・通訳」やホテルフロント業務等の「接客」の場合等、日本語能力等の言語能力を用いた業務に主に従事する場合には、提出が必要となります。

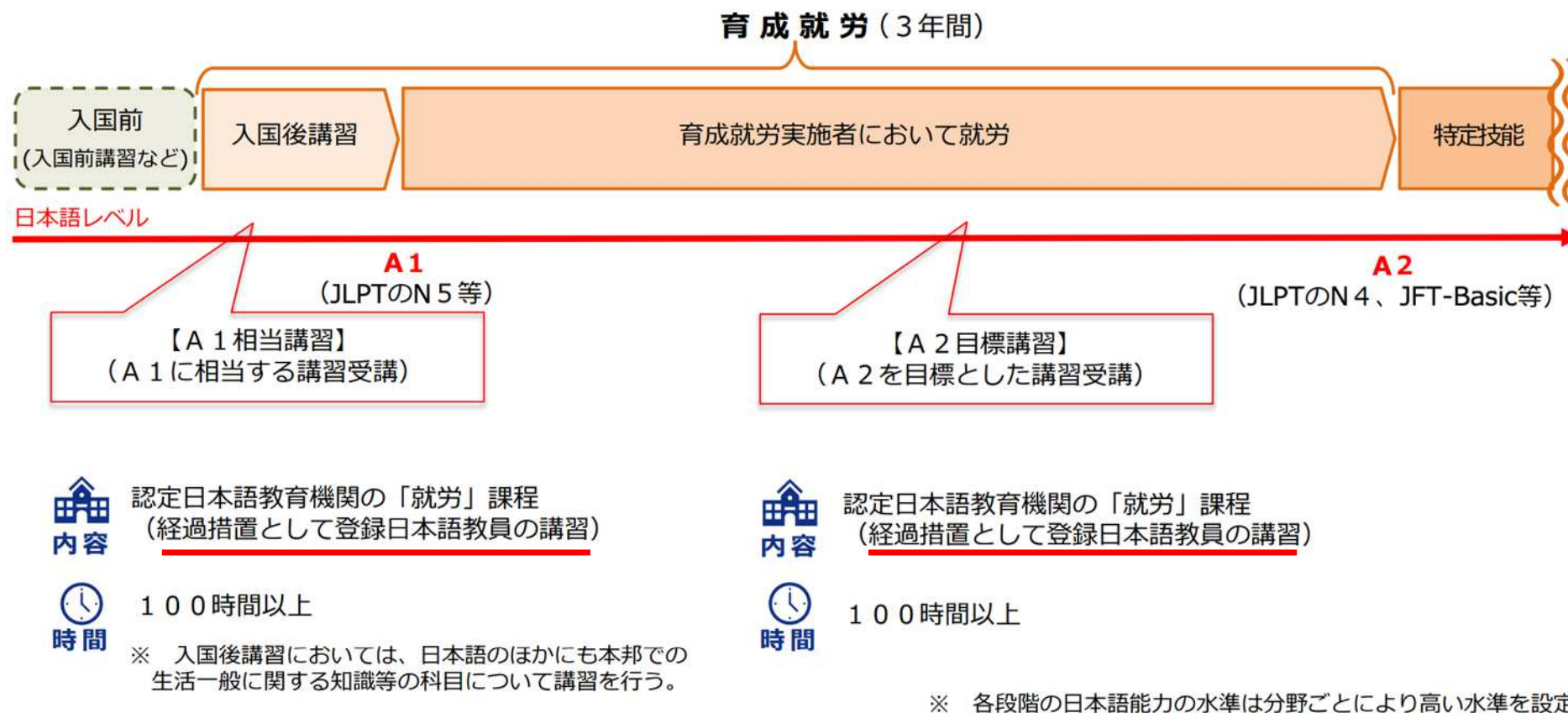
また、すでに在留中の方であっても、業務内容の変更や転職等により日本語能力等の言語能力を用いた業務に主に従事することとなった場合には、在留期間更新許可申請時に提出が必要となります。

なお、上記以外の場合で提出されなかった場合においても、申請内容を踏まえて提出をお願いすることがあります。

注3：在留期間更新許可申請時において、以前から継続して同様の業務内容に従事している場合は提出を要しません。ただし、審査の中で必要に応じて提出をお願いすることがあります。

入管庁サイトより

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/gijinkoku.html>



! A1 相当講習・A2 目標講習を提供することは
育成就労実施者の義務 (費用の負担が必要)

※ A1・A2 相当の試験に事前に合格している者には
受講させる必要はない。

! A1 相当講習・A2 目標講習は、オンラインで
受講することも可能だが、双方向で同時に
コミュニケーションを取れるものであるなど
一定の要件を満たす必要がある。

A1相当講習、A2目標講習と、特定技能2号の要件「B1」について（補足）

- ・ 上記2講習はそれぞれ100時間以上で、かつ1クラス20名以下、対面または双方向型の同期型オンライン実施が必要（運用要領を参照のこと）
- ・ カリキュラム内容に厳密な制限はないが、厚労省「育成就労日本語講習モデルカリキュラム」を参照することが推奨されている
- ・ 100時間でそれぞれA1,A2に「合格」できるかは、カリキュラムと自習プログラム次第
- ・ 100時間講習の費用の相場はまちまち
- ・ 育成就労3年間のA1及びA2の合格者（数または率）は、雇用企業の優良要件になる見込
- ・ 特定技能2号に（段階的だが）B1の日本語要件があるのと、特定技能2号の技術要件（言い換えると、技術試験の求める日本語レベル）が（一部の業種を除き）総じて高いため、今までのように「現業人材の日本語学習は本人任せ」では中長期的な雇用が難しい時代へ

在住外国人材の調査（日本語学習について）

図表.【在留資格別】日本語学習をしていない理由（複数回答）

（「日本語学習歴」で「現在は学んでいないが、過去に学んでいた」又は「学んだことはない」を回答した人が対象）

		から 本語 教育が 受けら れない 日	自 分の レベ ルに 合っ た日	母 語に よる 指導 を受け られ ない	日 本語 教育の 内容が 実用 的でない	日 本語 教室・ 受講料 が高い	近 くに日 本語教 室・語 学	都 合のよ い時間 帯に利 用	ど こで日 本語を 学べる か	無 料の日 本語教 室が近 く	無 料の日 本語教 材がない	オ ンライ ンで学 ぶこと が	学 びたく ないか ら	日 本語が できる ので学 ぶ	活 に困ら ないか ら	そ 他
全体	(n=4,945)	5.9%	2.8%	1.9%	10.0%	8.0%	16.0%	8.2%	10.8%	4.3%	4.2%	2.7%	30.5%	10.8%	13.8%	
技術・人文知識・ 国際業務	(n=678)	6.6%	2.4%	3.5%	9.0%	6.9%	16.8%	7.1%	9.1%	3.8%	4.1%	1.6%	42.3%	6.3%	14.6%	
特定技能	(n=335)	6.9%	3.6%	0.9%	10.4%	14.0%	23.9%	10.7%	15.5%	7.5%	7.2%	3.3%	7.5%	9.3%	9.9%	
技能実習	(n=579)	6.7%	4.1%	1.2%	11.4%	12.6%	16.6%	12.3%	16.8%	7.8%	6.9%	5.0%	2.1%	13.3%	9.0%	
留学	(n=183)	9.8%	2.2%	5.5%	5.5%	3.3%	10.4%	4.4%	4.9%	1.6%	3.8%	4.4%	56.3%	14.8%	14.2%	
家族滞在	(n=403)	5.5%	2.7%	1.2%	17.6%	13.4%	21.6%	11.4%	16.9%	5.5%	4.0%	2.5%	16.6%	13.9%	12.4%	
特定活動	(n=61)	6.6%	8.2%	4.9%	16.4%	9.8%	6.6%	9.8%	9.8%	1.6%	4.9%	3.3%	36.1%	14.8%	11.5%	
永住者	(n=1,752)	5.4%	1.9%	1.5%	8.3%	5.3%	13.2%	4.8%	8.0%	3.1%	2.9%	2.3%	40.8%	10.3%	15.0%	
日本人の配偶者等	(n=325)	5.2%	4.3%	0.3%	9.8%	9.5%	14.8%	9.2%	11.1%	2.2%	2.2%	2.2%	37.5%	12.6%	11.7%	
定住者	(n=350)	4.9%	3.1%	2.6%	11.1%	7.7%	17.4%	12.6%	11.7%	5.1%	7.4%	2.0%	19.4%	12.9%	18.0%	
特別永住者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他	(n=279)	5.4%	3.2%	1.4%	9.0%	5.0%	17.6%	11.8%	7.5%	3.6%	2.5%	2.2%	30.5%	9.0%	17.9%	

入管庁「令和6年度在留外国人に対する基礎調査」より

© 2026 Naitei Bridge Co., Ltd.

地域別・ビジネス日本語教育の担い手（弊社調べ）

	都道府県	在住外国人材	在住プロ教師	教師1名あたりの 在住外国人材数
	合 計	3,588,956	21,410	168
1	三 重 県	66,509	93	715
2	茨 城 県	97,038	169	574
3	滋 賀 県	41,490	75	553
4	群 馬 県	79,470	180	442
5	埼 玉 県	249,327	691	361
6	栃 木 県	54,493	153	356
7	香 川 県	18,415	52	354
8	神 奈 川 県	280,020	826	339
9	福 井 県	18,937	56	338
10	富 山 県	23,382	76	308
11	山 梨 県	22,547	75	301
12	長 野 県	44,834	150	299
13	熊 本 県	27,407	98	280
14	愛 知 県	321,041	1,196	268
15	千 葉 県	219,131	833	263
16	岐 阜 県	71,617	275	260
17	和 歌 山 県	9,572	40	239
18	愛 媛 県	17,439	75	233
19	鹿 児 島 県	17,358	82	212
20	大 分 県	18,954	90	211
21	静 岡 県	120,314	604	199
22	山 形 県	10,058	52	193
23	広 島 県	64,419	364	177
24	福 島 県	18,936	108	175

	都道府県	在住外国人材	在住プロ教師	教師1名あたりの 在住外国人材数
25	北 海 道	60,273	370	163
26	岩 手 県	10,644	67	159
27	兵 庫 県	137,044	863	159
28	岡 山 県	37,129	235	158
29	島 根 県	10,686	68	157
30	大 阪 府	317,421	2,135	149
31	高 知 県	6,379	44	145
32	新 潟 県	22,139	165	134
33	沖 縄 県	26,996	210	129
34	奈 良 県	18,320	147	125
35	徳 島 県	8,321	67	124
36	青 森 県	8,045	70	115
37	宮 城 県	28,330	251	113
38	福 岡 県	105,049	941	112
39	山 口 県	20,649	187	110
40	佐 賀 県	10,378	94	110
41	石 川 県	20,234	189	107
42	宮 崎 県	10,494	99	106
43	京 都 府	79,617	776	103
44	長 崎 県	14,277	143	100
45	鳥 取 県	5,864	60	98
46	東 京 都	701,955	7,710	91
47	秋 田 県	5,571	106	53

技能実習生の入国時の日本語レベル

調査対象の技能実習生 64,354人

	A1相当 (N5+NAT)	A2相当 (N 4 +JFT- Basic+NAT)	B1相当 (N3+NAT)	B2相当 (N2)	C1相当(N1)
合格者	7,555人	3,563人	642人	63人	3人
	11.7%	5.5%	1.0%	0.1%	0.0%

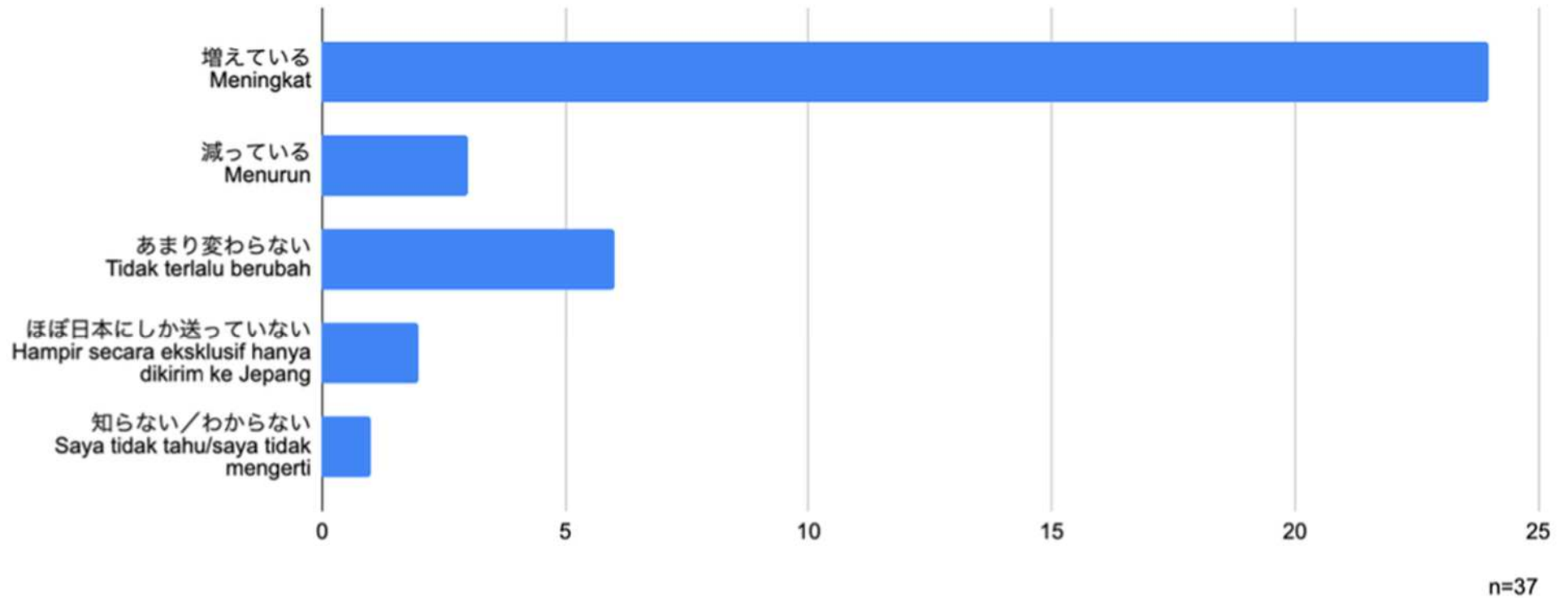
JITCO「育成就労制度における日本語講習に 関するアンケート調査結果」より

送り出し機関の現在（インドネシアの送出機関向けアンケート,2025/07実施）

14

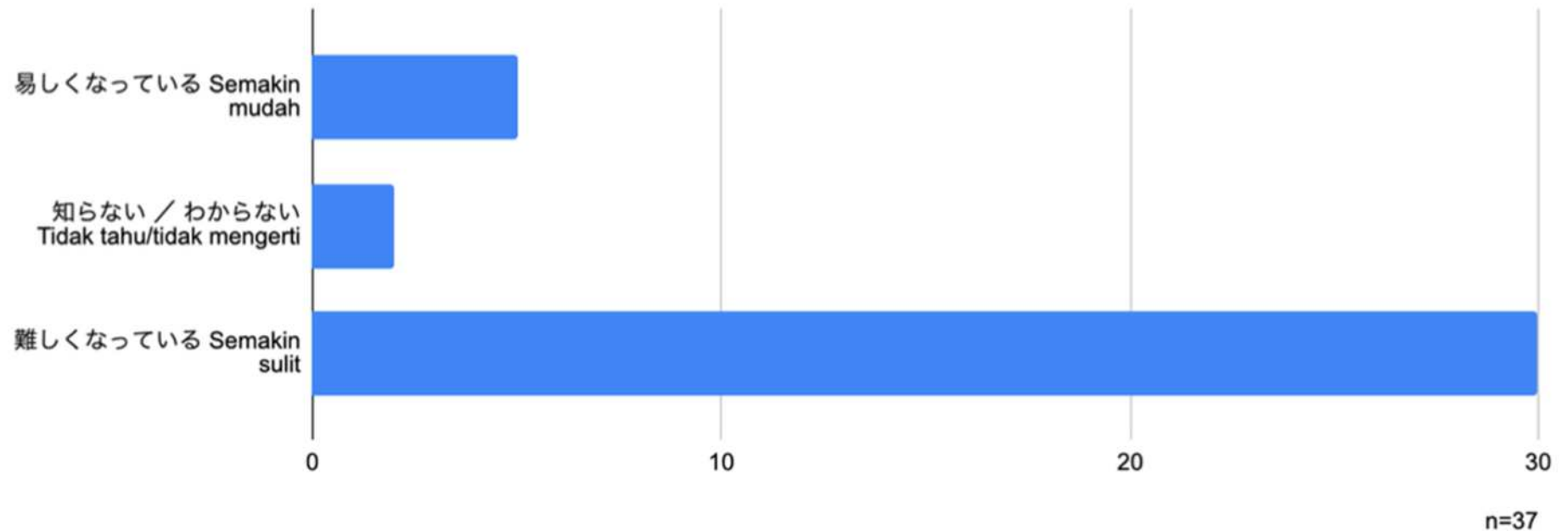
Q24

最近1-2年間の傾向として、他の国へ送っている人数と比べて、日本へ送り出している人数（または日本語を教育している人数）は増えていますか。減っていますか。 Melihat tren selama 1-2 tahun terakhir, apakah jumlah orang yang dikirim ke Jepang (atau mengajar bahasa Jepang) meningkat dibandingkan dengan jumlah yang dikirim ke negara lain? Apakah itu menurun?



Q13

最近1-2年間の傾向として、日本語を教えられる教師の確保は難しくなっていますか。それとも易しくなっていますか。 Selama 1-2 tahun terakhir, apakah menjadi lebih sulit untuk mendapatkan guru yang dapat mengajar bahasa Jepang? Atau apakah hal itu menjadi lebih mudah?

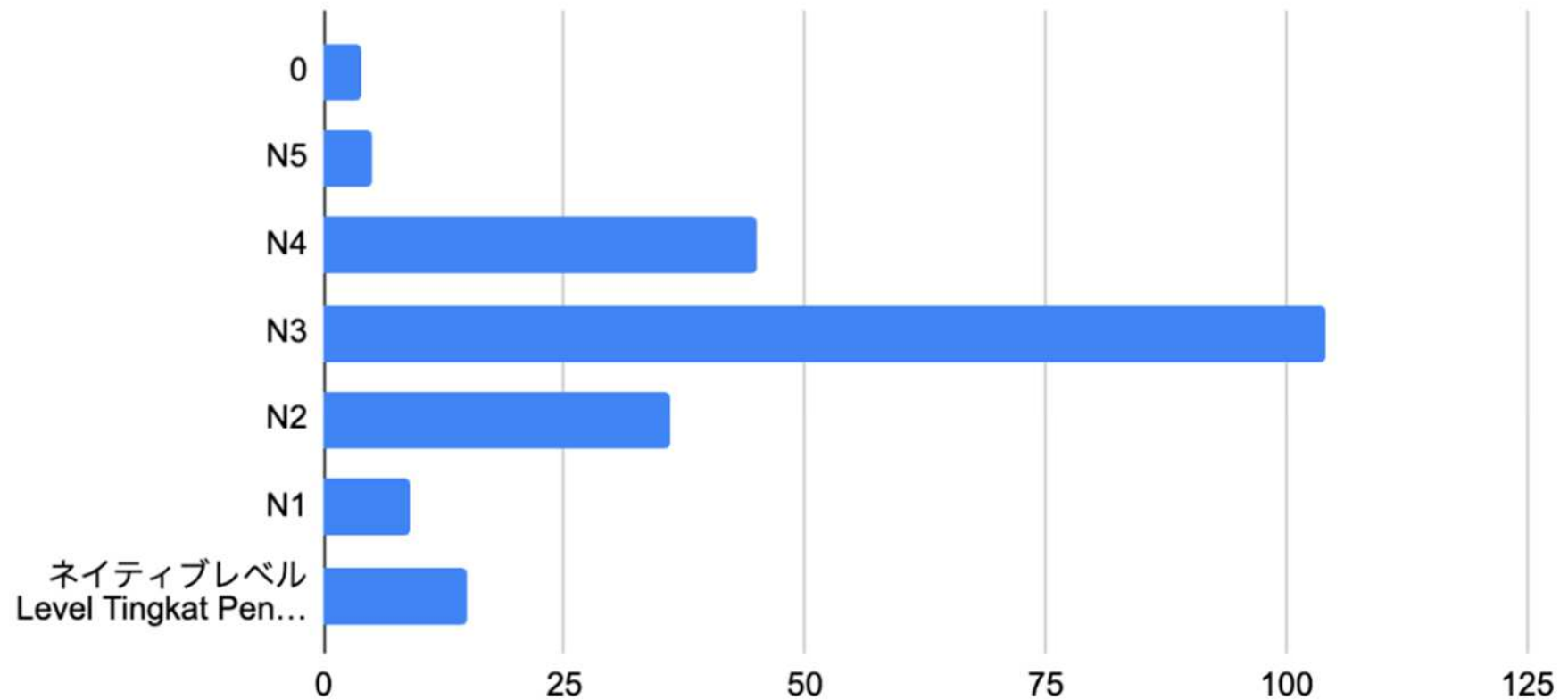


送り出し機関の現在（インドネシアの送出機関向けアンケート,2025/07実施）

16

Q10

現地教師の日本語レベル（2025年3月現在） Tingkat bahasa Jepang guru lokal (per Maret 2025)



日本語能力の評価試験について

17

	JLPT（5段階）	JFT-Basic（1段階のみ：A2/N4相当→2026/8から仕様変更）
趣旨	主に言語知識力を問うテスト	「ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力」があるかどうかを判定するテスト
実施回数 (国内/海外)	年2回（7月/12月）	各会場、年100回程度（会場でのCBT形式）
不合格時の 対応	半年後に再度受験	45日経過すれば、いつでも再受験可能 （前回の受験日から次の受験日まで、45日間あける）

JFT-Basicの実施会場

18

		2026/7/31 更新	8/17	8/18	8/19	8/20	8/21	8/22	8/23	8/24	8/25	8/26	8/27	8/28
都道府県	都市名	会場名	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)
北海道	札幌市	札幌MNビル	●	●		●	●			●			●	●
宮城県	仙台市	仙台		●	●	●	●			●	●	●	●	
東京都	23区東	御茶ノ水ソラシティ	●	●	●	●	●			●		●	●	
東京都	23区西	西新宿・都庁前	●	●	●	●	●							
石川県	金沢市	金沢		●		●	●							
愛知県	名古屋市	名古屋駅前		●	●	●	●			●	●	●	●	
大阪府	大阪市	中津	●	●	●	●	●			●	●	●	●	
広島県	広島市	広島産業文化センター	●	●	●	●	●		●					
香川県	高松市	高松		●	●	●	●							●
佐賀県	佐賀市	佐賀	●	●	●	●				●		●	●	
沖縄県	那覇市	那覇港町	●	●	●	●		●						

https://www.prometric-jp.com/ssw/schedule/jft_basic_domestic/

© 2026 Naitei Bridge Co., Ltd.

JLPTとJFT-Basicの合格基準

● JLPT (https://www.jlpt.jp/guideline/results.html)

レベル	そうごうとくてん 総合得点		とくてんくぶんべつとくてん 得点区分別得点					
			げんごちしき 言語知識 (文字・語彙・文法)		どっかい 読解		ちょうかい 聴解	
	とくてん 得点の範囲	はんい 合格点	とくてん 得点の範囲	はんい 基準点	とくてん 得点の範囲	はんい 基準点	とくてん 得点の範囲	はんい 基準点
N1	0～180点	100点	0～60点	19点	0～60点	19点	0～60点	19点
N2	0～180点	90点	0～60点	19点	0～60点	19点	0～60点	19点
N3	0～180点	95点	0～60点	19点	0～60点	19点	0～60点	19点

レベル	そうごうとくてん 総合得点		とくてんくぶんべつとくてん 得点区分別得点			
			げんごちしき 言語知識 (文字・語彙・文法)		どっかい 読解	
	とくてん 得点の範囲	はんい 合格点	とくてん 得点の範囲	はんい 基準点	とくてん 得点の範囲	はんい 基準点
N4	0～180点	90点	0～120点	38点	0～60点	19点
N5	0～180点	80点	0～120点	38点	0～60点	19点

※上記の基準は2010年第1回(7月)(N4・N5は2010年第2回(12月))試験から適用された基準です。

● JFT-Basic

- 得点区分
- ・ 文字と語彙
 - ・ 会話と表現
 - ・ 聴解
 - ・ 読解

総合得点

- ・ 得点の範囲 10～250点
- ・ 合格点 200点

※ 『いろいろ』 に実質準拠

2026/08以降のJFT-Basic

20

総合得点： **155**

Total Score

判定結果： **A1**

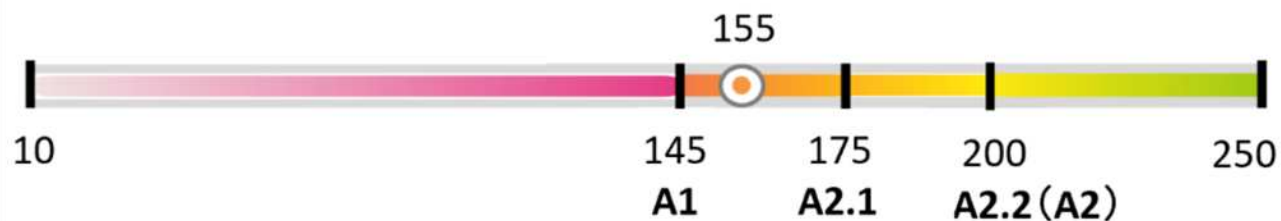
Assessment Results

得点範囲： 10-250

Range of Scores

判定基準点 A1 : 145, A2.1 : 175, A2.2 (A2) : 200

Passing Score



セクション毎の正答率：

The percentage of correct answers for each section

文字と語彙

Script and Vocabulary

100%

会話と表現

Conversation and Expression

90%

聴解

Listening Comprehension

80%

読解

Reading Comprehension

70%

Presentation Contents

1 わたしたちがしていること

2 在留資格と日本語要件

3 外国人材の日本語教育（鹿児島県事業のふりかえり）

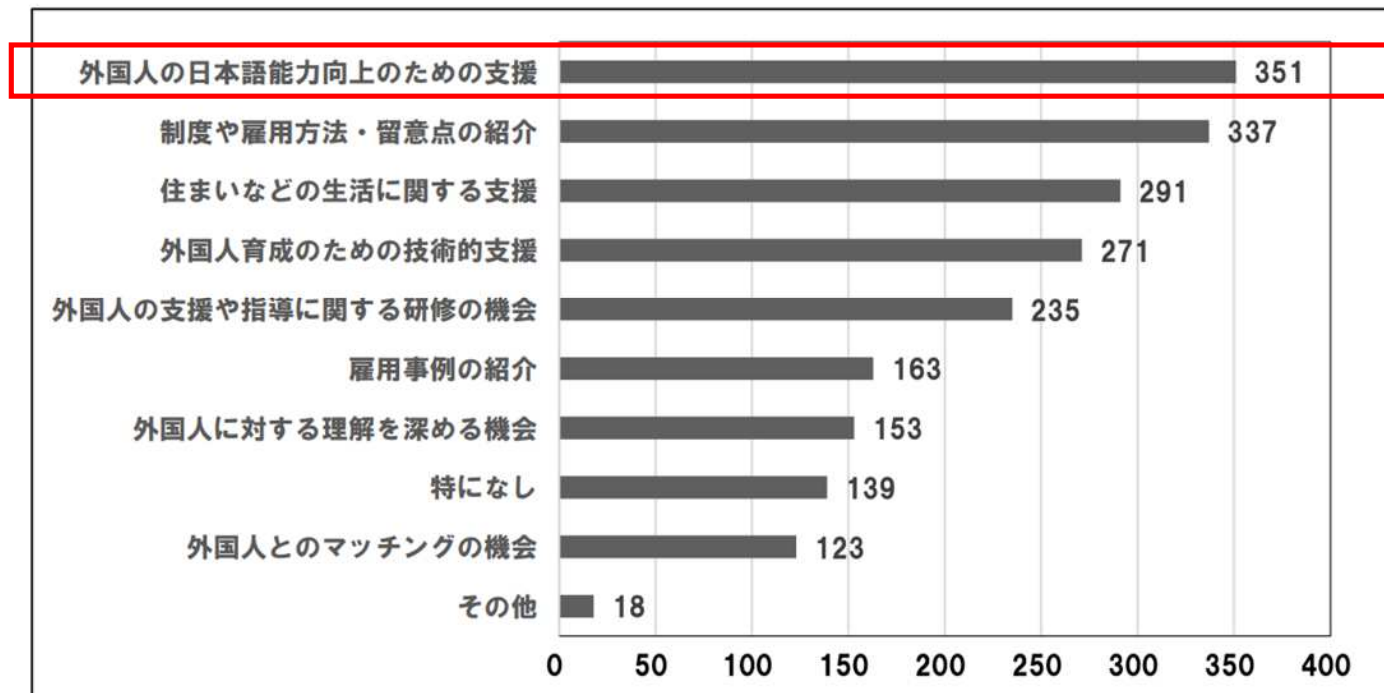
4 人材定着に向けた受入体制・キャリア形成支援

5 質疑応答

外国人材雇用企業からの要望（企業調査）

1 外国人の雇用に関して必要と思われる支援（必須）

「外国人の日本語能力向上のための支援」が最も多く、次いで「制度や雇用方法・留意点の紹介」が多くなった。



（複数回答） とちぎ外国人材活用促進協議会

「令和7年度外国人の雇用に関するアンケート調査結果報告書」（令和8(2026)年3月31日）より

事業概要

県内企業で就労する外国人材向けに、日本語学習支援システムを提供し、外国人材の日本語能力向上と、県内企業で安心して働ける環境の整備を目指した県の新規事業（2025年度～）

1 実施期間

令和7年6月16日 ～ 令和8年3月31日

2 対象者

県内企業で就労する技能実習・特定技能等の外国人材
（日本語レベル：JLPT N5～N4相当を想定）

3 募集定員

300名
（従業員30人未満は1社3名、30人以上は1社5名が原則）

4 実施内容

eラーニング（動画学習）＋ライブレッスン＋方言コンテンツ＋企業伴走支援＋企業訪問

学習の仕組み

1

eラーニング（動画学習）

教材『いろどり』に準拠。入門253本・初級1 281本・初級2 306本、1本約10分。24時間いつでも繰り返し視聴可能で、多くの学習者がスマートフォンで受講。

2

ライブレッスン（オンライン）

週2回、同じ内容のレッスンを同期型で実施し、都合に応じて選択可能。欠席者のために全レッスンを録画し、eラーニングシステムからアーカイブ視聴できる形に。

3

方言コンテンツ（新規開発）

鹿児島本土・沖永良部・奄美大島の3方言学習コンテンツを開発。各方言の専門家（大学教員等）を監修に迎え、実践的な表現に絞って教材化。

※資料は、投影のみ

※資料は、投影のみ

※資料は、投影のみ

県内企業ヒアリングを通して見えてきた成果

1

日本語力・業務遂行力の向上

利用者・同僚との日常会話が円滑になり、翻訳アプリに頼らず業務指示が伝わる場面が増加。特定技能受講者5名中3名がN3合格という企業も。

2

企業側の理解の促進

訪問での対話を通じ、担当者が知らなかった学習者の自主学習や日本語を学ぶ動機に気づく機会が生まれた。

3

主体性・キャリア意識の芽生え

終業後に仲間と動画視聴・漢字学習をする習慣が自然発生。帰国後、日本語教師を目指す学習者もあり、主体的な行動が確認された。

4

学習者の表情・意欲の変化

講師や担当者から「笑顔が増えた」「積極性が出てきた」との声が複数。継続的な日本語学習と日本語レベル向上が自信と意欲の向上につながっている。

課題① 学習・受講面の壁

1

継続率の伸び悩み

一部の学習者について、12月を最後にアクセスが途絶え、動画視聴が停滞。

2

シフト・繁忙期の影響

昼夜シフト制や年末年始・他の優先すべき試験前には、自主学習教材による学習の優先順位が下がりやすい。

3

方言・専門語彙の壁

鹿児島特有の方言やアクセントの違いにより、業務上の誤解が多くの企業で報告された。

4

学習者間の個人差

同じ企業内でも意欲・習熟度に大きな差がある。日本語使用機会の少なさも、動機や意欲を弱めている要因に。

課題② 企業・現場の受け入れ体制

1

担当者一人への負担集中

学習支援担当者が一人に対応するケースが多く、受講者数の増加とともに負担が過重に。

2

板挟みになる担当者

日本人スタッフからの期待と、学習者からの声（「企業側も学ぼう」等）の間に悩む担当者も。

3

監理団体等との連携不足

監理団体や登録支援機関が学習支援に充分関与できず、企業が孤立して課題を抱えるケースも。またほとんどの監理団体が日本語教育の専門性に乏しいことも課題。

4

目的・ゴールの共有不足

参加目的があいまいなまま始まり、声掛けが「視聴確認」にとどまりやすい。

Presentation Contents

1 わたしたちがしていること

2 在留資格と日本語要件

3 外国人材の日本語教育（鹿児島県事業のふりかえり）

4 人材定着に向けた受入体制・キャリア形成支援

5 質疑応答

○令和3年1月から令和6年末までに「特定技能1号」として新規入国もしくは初回の「特定技能1号」の許可を受けた者の、令和7年8月末までの転職において、都道府県をまたぐ住居地の異動は、延べ転職者数の66.0%（表1）。

○大都市圏はいずれも転入超過となっている。

（注1）新規入国もしくは初回の「特定技能1号」の在留申請許可を受けた者について、転職前の最新の住居地と転職に係る変更許可後1か月後までの住居地の異動状況を集計。

（注2）大都市圏は、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県、大阪府、京都府、兵庫県とする。

＜表1＞ 延べ転職者数に占める都道府県をまたぐ住居地異動者数（暫定値）

資格取得者（A）	転職経験者（B）	割合（B/A）	延べ転職者数（C）	都道府県をまたぐ 住居地異動者（延べ数）（D）	割合（D/C）
341,253人	76,338人	22.4%	90,029人	59,387人	66.0%

＜表2＞ 都道府県別の転出者数・転入者数（暫定値）（人）

	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県
転出者	3,696	637	684	1,070	193	412	598	3,453	1,661	2,079	2,557	2,833	1,731	2,022	663	458
転入者	1,359	171	227	370	62	280	377	3,836	1,491	2,200	5,216	4,382	5,443	4,578	568	374
社会 増減数	△2337	△466	△457	△700	△131	△132	△221	383	△170	121	2,659	1,549	3,712	2,556	△95	△84
	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県
転出者	598	375	487	2,099	1,541	1,796	3,534	1,313	710	1,109	2,070	2,102	533	340	192	316
転入者	396	183	715	1,333	1,329	1,914	4,181	1,184	654	1,533	4,499	2,172	459	172	93	83
社会 増減数	△202	△192	228	△766	△212	118	647	△129	△56	424	2,429	70	△74	△168	△99	△233
	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	
転出者	1,186	1,612	648	359	1,020	1,133	343	2,296	745	784	1,809	681	642	1,422	845	
転入者	691	903	316	150	505	438	128	1,690	431	385	697	368	255	446	150	
社会 増減数	△495	△709	△332	△209	△515	△695	△215	△606	△314	△399	△1,112	△313	△387	△976	△695	

<表 1> 資格取得年別 1 号特定技能外国人の転職状況（暫定値）（注 1）

資格取得年	資格取得者 (A)	転職経験者		初回の転職時期の内訳				
		合計 (B)	割合 (B/A)	資格取得後 1 年未満	1 - 2 年	2 - 3 年	3 - 4 年	4 - 5 年
令和 3 年	37,310人	10,905人	29.2%	3,595人	4,348人	2,204人	717人	41人
令和 4 年	92,824人	26,637人	28.7%	9,854人	11,289人	5,010人	484人	- 人
令和 5 年	101,240人	25,400人	25.1%	11,136人	12,468人	1,796人	- 人	- 人
令和 6 年	109,879人	13,396人	12.2%	9,378人	4,018人	- 人	- 人	- 人
合計	341,253人	76,338人	22.4%	33,963人	32,123人	9,010人	1,201人	41人

<表 2> 1 号特定技能外国人の転職経験の有無（暫定値）

転職経験（注 2）		
なし	264,915人	77.6%
あり	76,338人	22.4%
総計	341,253人	100.0%

<表 3> 転職経験者の転職回数の内訳（暫定値）

転職回数（注 3）		
1回	64,619人	84.6%
2回	10,162人	13.3%
3回	1,254人	1.6%
4回	209人	0.3%
5回以上	94人	0.1%
総計	76,338人	100.0%

<表> 資格取得年別 1 号特定技能外国人の分野別転職者割合（暫定値）（注 1）

資格 取得年	同年中の資格取得者に占める 転職者の割合												
	全分野	介護分野	ビルク リーニン グ分野	工業製品 製造業 分野	建設分野	造船・ 舶用工業 分野	自動車 整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食料品 製造業 分野	外食業 分野
令和 3 年	29.2%	32.4%	26.5%	24.9%	14.4%	21.8%	17.2%	3.8%	31.0%	35.7%	24.0%	33.6%	35.2%
令和 4 年	28.7%	31.3%	30.0%	23.2%	15.3%	19.7%	19.3%	28.3%	27.2%	39.6%	33.5%	31.6%	34.5%
令和 5 年	25.1%	24.4%	27.0%	20.3%	13.2%	19.1%	14.4%	10.2%	20.2%	37.2%	32.4%	29.0%	30.1%
令和 6 年	12.2%	8.1%	18.6%	9.9%	5.7%	9.6%	9.2%	5.3%	9.3%	20.6%	20.2%	15.7%	13.9%
合計	22.4%	20.3%	23.7%	19.6%	10.8%	16.8%	15.0%	9.0%	17.9%	32.9%	28.1%	27.1%	22.2%

政府資料（2025/10）より

© 2026 Naitei Bridge Co., Ltd.

外国人材の採用～定着において重要なポイントのチェックリスト

「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック
～実践企業に学ぶ12の秘訣～」(2020/02公開 経済産業省他)

項目		取組前	実行中	完了
採用前	1	外国人材の採用目的や期待する役割が具体化されている		
	2	外国人材の採用方針が経営者、人事、現場社員を含めて社内で共有されている		
	3	外国人材の採用方針や採用実績が公表・発信されている		
	4	留学生向けの説明会やインターンシップ等を通じ、企業と外国人材の双方が理解する機会が設けられている		
採用選考～入社前	5	選考時点での日本語能力にこだわらず、業務で求められる多様な日本語能力のレベルや専門性に応じて、個人の能力やスキルを判断する採用選考が行われている		
	6	入社前の期間に住宅手配等の生活支援や、業務上必要なスキル向上のための支援がある		
入社後	7	外国人材のマネジメントを行う日本人社員に対して、職場における外国人材との効果的なコミュニケーションのための学びの機会がある		
	8	配属先の決定の際、キャリア展望を踏まえた十分な説明が行われている		
	9	上司、先輩社員などからの日々の声掛けや、社内外での交流機会の提供が行われている		
	10	キャリア展望に応じた、従来の雇用慣行にとらわれない仕事の機会の提供や学びの支援が行われている		
	11	客観的な指標に基づく評価や処遇になっている		
	12	外国人材の母国文化・宗教など多様性を考慮し、休暇制度など社内制度の見直しが行われている		

全国にさががけ、特定技能2号のベトナム人を輩出（建設/埼玉）

特定技能 2 号人材輩出のための人事評価制度に関して

JLPT合格者の経費を監理団体が負担→会員企業が政府から表彰（滋賀県）

入社2年目のエンジニアに対するリーダーシップ研修を受講中の企業の声

2号特定技能外国人の業務内容について

2号特定技能外国人については、基本方針において、長年の実務経験等により身につけた熟達した技能が求められ、現行の専門的・技術的分野の在留資格を有する外国人と同等又はそれ以上の高い専門性・技能を要する技能であって、例えば自らの判断により高度に専門的・技術的な業務を遂行できる、又は監督者として業務を統括しつつ、熟練した技能で業務を遂行できる水準のものと定められています。当該水準に基づき、2号特定技能外国人については、各特定産業分野の分野別運用方針において、「複数の作業員を指導」や「工程を管理する業務」等が従事する業務として定められており、技能実習生や1号特定技能外国人の方と従事する業務が異なります。

8月20日（木）以降については、在留諸申請時に2号特定技能外国人が従事する業務内容と技能実習生又は1号特定技能外国人が従事する業務内容の違いや、2号特定技能外国人から指導を受ける対象者等を確認するため、「2号特定技能外国人の業務内容に関する誓約書（参考様式）」をご提出いただくこととなります。

なお、記載内容と実際の内容に相違がある場合、在留資格が取り消される可能性があるほか、虚偽の内容を記載した場合、特定技能所属機関としての欠格事由に該当するなど、在留資格認定証明書の交付又は在留諸申請の可否に大きく影響するため、当該参考様式の留意事項にもご確認の上、具体的に記載するようお願いいたします。

また、各特定産業分野の2号特定技能外国人の従事できる業務内容については、特定技能2号の各分野の仕事内容（Job Description）にも記載しておりますので、必要に応じてご参照いただくようお願いいたします。

企業事例紹介

41

農業技能測定試験2号（耕種）を2名受験→2名が合格（農業/広島）

専門日本語教育のカリキュラム例（特定技能2号/製造業）

Presentation Contents

1 わたしたちがしていること

2 在留資格と日本語要件

3 外国人材の日本語教育（鹿児島県事業のふりかえり）

4 人材定着に向けた受入体制・キャリア形成支援

5 質疑応答

Feel free to contact us!

本日はご多忙の中、ご清聴頂き、誠にありがとうございました。
弊社は、鹿児島県内企業の皆様を引き続き応援しています。



contact@naiteibridge.com



facebook.com/naiteibridge